日刊

目 次

条

○東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…(同)… 五 ○学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(同)… 五 ○東京都立学校設置条例の一部を改正する条例………………………(同)… ○学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例………(東京都教育委員会)… ൛ൎ

○東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例…………(都市整備局)…

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例…(住宅政策本部) ○東京都駐車場条例の一部を改正する条例……………………………………………(同)…

○東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条 例………………………………………………………………(同)

○東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例………………(同)…|○

○東京都国民健康保険保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例…………(同)…|| ------(福祉保健局)…||

○東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………(同)…|| ○東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例……………(同)…|

○東京都受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

(同) … | 三

○東京都児童相談所条例の ○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の 部を改正する条例…… 一部を改正する条例 .....(同)…三 同

1

発 行 東京都

12

 Ŧī. ○東京都立病院条例を廃止する条例……………………………………………(同)…

○地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二

項に規定する条例で定める内部組織を定める条例……………………(同)…

芺  $\overline{\Xi}$  ○地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要 ○東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例……………………(同)

な財産を定める条例……………………………………………(病院経営本部)…

○東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の

○東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、

設備及び運営の基準に関する条

(同) :: | 三

.....(同)…三

例の一部を改正する条例……………

○東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を

| 部を改正する条例………………………………………………… (同)

設備及び運営の基準に関する条例

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、

条 例 の あ 5 ま

## ◉学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

学校職員の定数を改めます。

 $\ddot{=}$ 

区分	改正後(人)	改正前(人)	増 (△) 減
小学校		三三、二一六	四一四
中学校	一六、一二四	一六、〇六二	
高等学校	10、四川川	一〇、五四三	0110
特別支援学校	六、0110	五、九七六	四四
合計	六六、二〇七	六五、七九七	四 1 ()

この条例は、 令和四年四月一日から施行します。

00000000

●東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第

## ◉学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二七号)

- 特殊勤務手当の種類、 支給額及び支給期限を改めます。
- この条例は、 令和四年四月一日ほかから施行します

### 二八号)

特殊勤務手当の種類及び支給期限を改めます

この条例は、 令和四年四月一日ほかから施行します。

## ●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

東京都立荒川商業高等学校及び東京都立立川ろう学校を廃止します。

この条例は、 令和四年四月一日から施行します。

## ●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第三○号

ほか、 期優良住宅の普及の促進に関する法律 に関する法律等の一部を改正する法律 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進 住宅の容積率に関する特例の許可の申請に関する手数料に係る規定を設ける 規定を整備します。 (平成二○年法律第八七号)の改正等に伴 (令和三年法律第四八号)の施行による長

例 特例許可申請手数料 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の 一六〇、〇〇〇円

この条例は、 公布の日ほかから施行します。

## ●東京都駐車場条例の一部を改正する条例 (条例第三一号

改正を行います。 域における駐車施設の附置義務の例外に関する規定を新たに設けるほか、 地域の特性に応じた駐車場整備の更なる促進を図るため、鉄道駅等の周辺の区 所要の

駐車施設の附置義務の例外に関する規定

特性に応じた基準に基づき、 鉄道駅等からおおむね半径五○○メートル以内の区域において、 必要な駐車施設の附置が図られていると認める場 知事が地区

合の附置義務の例外に関する規定を新たに設けます。

(二)

都市再生特別措置法(平成一四年法律第二二号)に係る特例 特別区又は市が滞在快適性等向上区域又は駐車場配置適正化区域における集

約駐車施設に関する事項を定めた場合の特例を設けます。

この条例は、令和四年七月一日から施行します。

## ●マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例(条例第三二号)

る規定を設けます。 改正に伴い、マンションの管理に関する計画の認定の申請等に関する手数料に係 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成一二年法律第一四九号) 滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六二号)の施行による マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

## ●宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第三三号)

宅地建物取引士資格試験手数料の額を改定します。

000円

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

# ●東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例

#### (条例第三四号)

を踏まえ、書面の交付に代わる電磁的方法による提供に係る規定を設けます。 第三七号)の施行による宅地建物取引業法 この条例は、 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 東京都規則で定める日から施行します。 (昭和二七年法律第一七六号)の改正 (令和三年法律

### ●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 例第三五号) 食品衛生法 (昭和二二年法律第二三三号)

一この条例は、 政令第二二九号)に基づく事務の手数料の額に係る経過措置の期間を延長します。 公布の日から施行します。 及び食品衛生法施行令 (昭和)

# ●東京都国民健康保険保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例(条例第三六

施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和三年政令第二五三号) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する (昭和三四年政令第 0)

この条例は、 号)の改正に伴い、規定を整備します 令和四年四月一日から施行します。

## ◉東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例 (条例第三七号)

生労働省令第一五四号)の施行による国民健康保険保険給付費等交付金、国民健 法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和三年厚 康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する 一一号)の改正に伴い、 規定を整備します (平成二九年厚生労働省令第

この条例は、 令和四年四月一日から施行します。

## ●東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第三八号)

します。 法律(令和三年法律第六六号)の施行による国民健康保険法 九二号)の改正等に伴い、財政調整事業に係る規定を設けるほか、規定を整備で 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する (昭和三三年法律第

この条例は、 令和四年四月一日 から施行します。

3

## ◈◉東京都受動喫煙防止条例の一部を改正する条例(条例第三九号)

( 条

者の監督保護に係る者の年齢を改めます。 民法の一部を改正する法律 (平成三○年法律第五九号)の施行を踏まえ、 保護

二この条例は、 令和四年四月一日から施行します。

## ◉東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 **(**条

#### 例第四〇号)

します。 運営に関する基準 省令(令和三年厚生労働省令第二〇一号)の施行による児童福祉施設の設備及び 民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する (昭和二三年厚生省令第六三号)の改正等に伴い、 規定を整備

二 この条例は、 令和四年四月一日から施行します

## ●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例 (条例第四一号)

に伴い、中野区及び板橋区が行うこととする事務について、 児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (令和三年政令第二二八号) 規定を整備します。 等の施行

この条例は、令和四年四月一日ほかから施行します。

# ●東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一

#### 部を改正する条例 (条例第四二号)

の改正に伴い、規定を整備します。 五号)等の施行による社会福祉士及び介護福祉士法 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一二 (昭和六二年法律第三〇号)

この条例は、 令和四年四月一日から施行します。

## ●東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正 する条例の一部を改正する条例(条例第四三号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障

の改正に伴い、

規定を整備します。

この条例は、

令和四年四月一日から施行します。

び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成三〇年厚生労働省令第三号)で運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第二十二号)の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する。

# ҈◎東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の゜

部を改正する条例

(条例第四四号)

二 この条例は、公布の日から施行します。 児童福祉法(昭和二二年法律第一六四号)の改正を踏まえ、規定を整備します。 \*\*\* - 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二八年法律第六三号)の施行による \*\*\*

# ◎東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正。

等の一部を改正する省令(平成三〇年厚生労働省令第二号)の改正に伴い、規定書福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第る基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第二十二号)の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第二号)の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第二号)の改正に伴い、規定を持ている。

## 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

を整備します

一 東京都食品安全審議会答申に基づき、ふぐ調理師免許制度を見直すほか、所要)東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例(条例第四六号)

の改正を行います。

一 この条例は、令和五年四月一日ほかから施行します。

## 産を定める条例(条例第四七号)

◉地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財

地方独立行政法人法(平成一五年法律第一一八号)第六条第四項及び第四四条

一項の条例で定める重要な財産を定めます。

二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

# ◉地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に

規定する条例で定める内部組織を定める条例(条例第四八号)

地方独立行政法人東京都立病院機構の設立に際し、当該法人に職員を引き継ぐ

二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。東京都の内部組織を定めます。

## ●東京都立病院条例を廃止する条例(条例第四九号)

一 この条例は、令和四年七月一日から施行します。

#### 例

条

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合

子

## ●東京都条例第二十六号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十七号)の一部を次のよ

%

うに改正する。

人」を「一○、四三三人」に改め、同表四の項中「五、九七六人」を「六、○二○人」 の項中「一六、○六二人」を「一六、一二四人」に改め、同表三の項中「一○、 に改め、同表合計の項中「六五、七九七人」を「六六、二〇七人」に改める。 第二条第一項の表一の項中「三三、二一六人」を「三三、六三〇人」に改め、

則

この条例は、 令和四年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

東京都知事 小 池 百 合 子

## ●東京都条例第二十七号

令和四年三月三十一日

のように改正する。 学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第二十一号) 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第二条第一号から第五号までを次のように改める。

から五まで 削除

三条から第七条までを次のように改める。

第三条から第七条まで

う。)」に、「教育委員会規則」を「東京都教育委員会規則 第八条第二項中「人事委員会」を「東京都人事委員会(以下「人事委員会」とい (以下「教育委員会規則」

第十五条第二項中「六千四百円」を「一万六千円」に改める。

という。)」に改める。

第二十条第一項中「第七条」を「第八条」に改める。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

則

行期日)

5 1 この条例は、 令和四年四月一日から施行する。ただし、 附則第三項の改正規定は、

> 2 この条例の施行の日

> > (以下「施行日」という。) 前にこの条例による改正前の学校

五四三 同表二

経過措置

公布の日から施行する。

る となった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例によ 職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給すること

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。 令和四年三月三十一日

小 池 百 合子

## ●東京都条例第二十八号

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (平成九年東京都条例第二十二

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

の一部を次

号

の一部を次のように改正する。

削除

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

う。)」に、 第五条第一項中「人事委員会」を「東京都人事委員会(以下「人事委員会」とい 「教育委員会規則」を「東京都教育委員会規則 (以下「教育委員会規則」

という。)」に改める。

第十四条中「第四条、」を削る。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

則

布の日から施行する。 この条例は、 令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、 公

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

同

大塚ろう学校

附 則 同表五の項中

同 同

立川ろう学校

大塚ろう学校

同

足立工業高等学校

正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事

小

池

百

合

子

える。

### ●東京都条例第二十九号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例 (昭和三十九年東京都条例第百十三号)の一部を次のように改

別表三の項中 同 同 足立工業高等学校 同 西新井四丁目三十番一号

荒川商業高等学校 同 小台二丁目一番三十一号

同 西新井四丁目三十番一号 | に改め、

立川市栄町一丁目十五番地七 豊島区巣鴨四丁目二十番八号 を

豊島区巣鴨四丁目二十番八号 に改める。

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

### 東京都条例第三十号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次の

同款二の項中「若しくは第六十八条の六十九第三項第六号」を削り、同款四の項中「若 別表一の部第三の款一の項中「若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ」を削り、

Ŧī.

長期優良住宅の普|認定を受けた長期優良住宅建築等

十六万円

規定に基づく住宅の 律第十八条第一項の の許可の申請に対す 容積率に関する特例 及の促進に関する法

| 計画に基づく建築に係る住宅の容 積率の特例許可申請手数料

> のとき。 許可申請

しくは第三十九条の九十八第九項」を削り、 同部第十二の款四の項の次に次のように加

#### 附 則

る審査

1

る。 の次に次のように加える部分を除く。)の改正規定は、令和四年四月一日から施行す この条例は、 公布の日から施行する。ただし、別表一の部 (同部第十二の款四の

2 年政令第四十三号)第三十九条の九十八第九項に規定する認定の申請に対する審査に ることとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(昭和三十二 政令(令和二年政令第二百七号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有す 第六号に規定する認定の申請に対する審査並びに法人税法施行令等の一部を改正する 特別措置法 定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税 数料条例別表一の部第三の項の規定は、なおその効力を有する。 ついては、前項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京都都市整備局関係手 所得税法等の一部を改正する法律 (昭和三十二年法律第二十六号)第六十八条の六十九第三項第五号イ及び (令和二年法律第八号)附則第十四条第二項の規

東京都駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

## | | 東京都縣阿第三十一号|

東京都駐車場条例の一部を改正する条例

京京都駐車場条例(昭和三十三年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正す東京都駐車場条例(昭和三十三年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正す

第一号の次に次の一号を加える。第十七条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項

二(鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成十三年国土交通省令第百五十一衆一号の次に次の一号を加える。

むね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、第一項第十一号に規定する停留場(以下これらを「鉄道駅等」という。)からおお号)第二条第七号に規定する駅又は軌道法施行規則(大正十二年内務省令)第九条

同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。第十七条の二第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、

必要な駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合

一号の次に次の一号を加える。 第十七条の三第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第

同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。第十七条の四第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、応じた基準に基づき、必要な駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合二 鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に

ると認める場合 応じた基準に基づき、必要な荷さばきのための駐車施設の附置の確保が図られていに 鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に

第十七条の八を次のように改める。

(駐車施設の附置等に関する特例)

7

自動車ふくそう地区内に存するときは、当該区域内においては、第十七条から第十七設に関する条例を定めた場合であつて、当該区域が駐車場整備地区等、周辺地区及び又は用途の変更をしようとする者が附置すべき駐車施設又は荷さばきのための駐車施第十七条の八 特別区又は市が、次に掲げる区域内において、建築物を新築し、増築し、

条の五までの規定は適用しない。

規定する駐車機能集約区域に規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。)における同号にに規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。)における同号に項の規定により特別区又は市が作成した低炭素まちづくり計画(同条第三項第一号都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第七条第一

ものに限る。)における同項第一号に規定する駐車場配置適正化区域されたものに限る。)における同条第一項の規定により特別区又は市が作成した立地で、 
本市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により特別区又は市が作成した立地再生整備計画(同条第十四項第三号ハに規定する集約駐車施設に関する事項が記載再生整備計画(同条第十四項第三号ハに規定する集約駐車施設に関する事項が記載

内」に、「前条」を「同条」に改める。区域の」を「前条各号に掲げる区域の」に、「当該駐車機能集約区域内」を「当該区域第十七条の九第二項中「前項の」を「同項の」に改め、同条第四項中「駐車機能集約

び第二項の規定により」を加える。又は」を削り、「敷地外に」の下に「駐車施設を設置しようとする者又は前条第一項及又は」を削り、「敷地外に」の下に「駐車施設を設置しようとする者第十八条の二中「前条第一項及び第二項の規定により駐車施設を設置しようとする者

ね半径五百メートル以内の区域」を加える。 第十九条の二第一項第一号中「定められている区域」の下に「、鉄道駅等からおおむ

附

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例を公布する

_	の□及び□に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次┃	定に基づく管一	_		_
のとき。	マンション管理計画認定更新申請手数料の額は、次   の	六第一項の規	Я 	五│	に対する審査
更新申請	•	二法第五条の		明める額	の認定の申請
	算した額		定 	□   及び□に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定	づく管理計画
	ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		のとき。	▼ マンション管理計画認定申請手数料の額は、次の○	四の規定に基
	リ・ボント・デュー 画の数に一万六千		認定申請	) マンション管理計画認定申請手数料	一法第五条の
	上であるもの超える長期修繕計		徴収時期	名称及び額	事務
	ロ 長期修繕計画の数が二以 二万九千円に一を				別表(第二条関係)
	あるもの			令和四年四月一日から施行する。	この条例は、令な
	イ 長期修繕計画の数が一で 二万九千円				附則
	ぞれ次に掲げる額				きる。
	□ □以外の場合 長期修繕計画の数に応じ、それ		することがで	特別の理由があると認めるときは、手数料の徴収を猶予することがで	第四条知事は、は
	算した額				(徴収の猶予)
	乗じて得た額を加			ない。	は、この限りでない。
	の数に千八百円を		と認めるとき	数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるとき	第三条 既納の手数料は、
	上であるもの える長期修繕計画				(手数料の不還付)
	ロ 長期修繕計画の数が二以 四千百円に一を超			る。 -	めるところによる。
	あるもの		は、別表に定	手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、	第二条 手数料を
	イ 長期修繕計画の数が一で 四千百円			る事務等)	(手数料を徴収する事務等)
	れ次に掲げる額				する。
	出された場合 長期修繕計画の数に応じ、それぞ		ろにより徴収	「法」という。)に基づく事務に関する手数料をこの条例の定めるところにより徴収	「法」という。)
	分を除く。)に適合していることを示す書類が提		十九号。以下	ンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号。以下	ンションの管理
	管理適正化指針をいう。以下同じ。)に関する部		<b> 定により、マ</b>	法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定により、	第一条 地方自治法
	二第二項第四号に規定する都道府県等マンション				(通則)
	道府県等マンション管理適正化指針(法第三条の			マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例	マンションの
	法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準(都			十二号	◉東京都条例第三十二号
	化推進センターをいう。以下同じ。)が作成した		百合子	東京都知事 小 池	
	ー(法第九十一条に規定するマンション管理適正			三十一日	令和四年三月三十一日

東京都公報

12  理画の認定 に定める額	係る事項			~   一   一	理計画の変更	9
理計画の認定 に定める額 「文学用する法第五条の四に基本の百ち合理組 「一が作成した法第五条の四に基づく管理計画の数に応じ、それ 「一 本語に併せてマンション管理適正化推進センタ 「対する審査 「	ち管理組合の運営の基準に		き。	更認定申請一件につき、	定に基づく管	令
理計画の認定 に定める額 (以下「変更に係る認定点準のうち管理過正化推進センタ に対する審査 (以下「変更に係る認定点基準のうち (以下「変更に係る認定点準のうち (以下 (変更に係る認定点準のうち (以下 (変更に係る) (以下 (変更に係る認定点準のうち (以下 (変更に係る) (以下 (変更に係る) (以下 (変更に係る認定点準の) (以下 (変更に係る) (以下 (変更に係る認定点準の) (以下 (変更に係る認定点準の) (以下 (変更に係る) (以下 (変更に係る) (以下 (変更に係る認定点準の) (以下 (変更に係る認定点準の) (以下 (変更に係る) (以下 (変更に係る認定点準の) (以下 (を) (以下 (を) (以下 (な) (以下	変更に係る認定基準のう		申請のと	マンション管理計画変更認定申請手数料の額は、	七第一項の規	和4
理計画の認定 に定める額 の要素の四に素 の要素の の	て得た額を合算した額		変更認定	マ	法第五条	年3)
理計画の認定 に定める額  「日 中請に併せてマンション管理適正化推進センタ に対する審査 づく管理計画の認定の基準 (以下一変更に係る認定基準の更新の申請 ) 日 時間に併せてマンション管理適正化指針に関する (以下一変更に係る認定基準の支持の中請 ) 日 長期修繕計画の数が一で 四千百円 と	の数に、次に掲げる額を乗じ			を加算した額		31
理計画の認定 に定める額  「	は、一を超える長期修繕計画			円を乗じて得た額		日(;
理計画の認定 に定める額	更に係る申請の場合にあって			画の数に一万六千		木曜
理計画の認定 に定める額  □ 申請に併せてマンション管理適正化推進センタ  □ 以下「変更に係る認定基準のうち    一   日本の東新の申請   一   中請に併せてマンション管理適正化指針に関する   一   日本の東新の申請   一   中請に併せてマンション管理適正化指針に関する   一   日本の政策の政策の政策の関に基づく管理計画の認定の基準   一   一   長期修繕計画の数が一で 四千百円   一   日本の場合   日本のはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのは						日)
理計画の認定 に定める額 (以下「変更に係る認定基準の更新の申請 で準用する法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準に保る事項 (お道府県等マンション管理適正化推進センタ に対する審査 づく管理計画の認定の基準に保る認定基準のうち (以下「変更に係る認定基準のうち とでれ次に掲げる額 (以下「変更に係る認定基準のうち とでれ次に掲げる額 の数に示して、それ 長期修繕計画の数が二以 四千百円に一を超 上であるもの の数に千八百円を かるもの の数に千八百円を がれ次に掲げる額 乗じて得た額を加 乗じて得た額を加 乗じて得た額を加 乗じて得た額を加 乗じて得た額を加 乗じて得た額を加 乗じて得た額を加 乗じて得た額を加 乗して得た額を加 なる長期修繕計画のを応じ、それ 長期修繕計画の数が二以 四千百円に を超 しの基準に係る認定基準のうち は別修繕計画の数が一で 四千百円に を超 しの基準に係る認定基準のうち を対象に掲げる額 東項 しの基準に係る認定基準のうち を対象に掲げる額 事項 しの基準に係る認定基準のうち を担めなに応じ、それ 管理適正化指針の基準に係る事項 ものは、 で、 は都道府県等マンション を は、 は居住者名 を は、	一から田まで以外の事項			長期修繕計画の数が二以		
理計画の認定 に定める額  (に対する審査 ) 中請に併せてマンション管理適正化推進センタ	事項			あるもの		
理計画の認定 に定める額  () 申請に併せてマンション管理適正化推進センタ  () 申請に併せてマンション管理適正化指進センタ  () 申請に併せてマンション管理適正化指針に関する  部分を除く。)に適合していることを示す書類が  提出された場合 長期修繕計画の数に応じ、それ  でれ次に掲げる額  イ 長期修繕計画の数が一で 四千百円  上であるもの  の数に千八百円を 上であるもの  の数に千八百円を 上であるもの  の数に千八百円を かるもの  なる長期修繕計画の数に応じ、それ  () 中請に併せてマンション管理適正化指針に関する  () 変更に係る認定基準のうち  管理規令の経理の基準に係る事項  を加次に掲げる額  ・ でれ次に掲げる額  ・ でれ次に掲げる額  ・ でれ次に掲げる額  ・ でれ次に掲げる額  ・ でれ次に掲げる額  ・ ですり、でのは、ことを、では、ことを、ことを、では、ことを、ことを、ことを、ことを、ことを、ことを、ことを、ことを、ことを、ことを	管理適正化指針の基準に係る			長期修繕計画の数が一で		
理計画の認定 に定める額  (口 ) 中請に併せてマンション管理適正化推進センタ  「	簿又は都道府県等マンション			ぞれ次に掲げる額		東
理計画の認定 に定める額 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項を加入に掲げる額が一で 四千百円と という。)のうち管理組合の経理の基準に係る認定基準のうちを除く。)に適合していることを示す書類が提出された場合 長期修繕計画の数が一で 四千百円 とでれ次に掲げる額 (以下「変更に係る認定基準のうちを引入に掲げる額 とであるもの なる長期修繕計画の数が一で 四千百円 をあるもの なる長期修繕計画の数が二以 四千百円に一を超 とであるもの なって得た額を加 とであるもの なる長期修繕計画の数が二以 四千百円に一を超 とであるもの なる長期修繕計画の数が二以 四千百円に一を超 との基準に係る事項 を理しの基準に係る事項 を理して得た額を加 との基準に係る事項 との基準に係る事項 との基準に係る事項 との基準に係る事項 との基準に係る事項 との基準に係る事項 との基準に係る事項 との表すに係る事項 との表すに成すに表すに表すに表すに表すに表すに表すに表すに表すに表すに表すに表すに表すに表す	組合員名簿若しくは居住者名			─以外の場合 長期修繕計画の数に応じ、		京
理計画の認定 に定める額 の要新の申請 () 申請に併せてマンション管理適正化推進センタ に対する審査 「以下「変更に係る認定基準の方ち常力を除く。」に適合していることを示す書類が に対する審査 (以下「変更に係る認定基準のうち を理組をの入りに適合していることを示す書類が に対する審査 で、以下「変更に係る認定基準のうち を理組をの入りに適合していることを示す書類が で、以下「変更に係る認定基準のうち を理組をの入りに適合していることを示す書類が で、四千百円 長期修繕計画の数が一で、四千百円 を要に係る認定基準のうち を理組をの発達に係る事項 を要に係る認定基準のうち とであるもの なる長期修繕計画の数が二以 四千百円に一を超 とであるもの なる長期修繕計画の数が二以 四千百円に一を超 とであるもの なる長期修繕計画の数が二以 四千百円に一を超 とであるもの なる長期修繕計画の数が一で 四千百円に一を超 とであるもの なる長期修繕計画の数が一で 四千百円に一を超 とであるもの なる長期修繕計画の数が一で 四千百円に一を超 とであるもの なる長期修繕計画の数が二以 四千百円に一を超 とであるもの なる長期修繕計画の数が二以 四千百円に一を超 とであるもの なる長期修繕計画の作成又は見直 との基準に係る事項 しの基準に係る事項 との表準に係る事項 との表達に係る事項 との表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	変更に係る認定基準のうち			算した額		都
理計画の認定 に定める額  一	しの基準に係る事項			乗じて导た額を加った。		公
理計画の認定 に定める額 の更新の申請 () 申請に併せてマンション管理適正化推進センタ に対する審査 「以下「変更に係る認定基準のうちに対する審査 「非所成した法第五条の八第二項において準用する法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準に係る事項 を加次に掲げる額 という。)に適合していることを示す書類が 提出された場合 長期修繕計画の数が一で 四千百円 を超 でれ次に掲げる額 で理規約の基準に係る事項 ぞれ次に掲げる額 で理規修繕計画の数が一で 四千百円 あるもの ちき であるもの はる との と	長期修繕計画の作成又は見直					幇
理計画の認定 に定める額 の更新の申請 () 申請に併せてマンション管理適正化推進センタ に対する審査 づく管理計画の認定の基準 に対する審査 が作成した法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組合の経費の表質に係る事項を行次に掲げる額 で理期を終計画の数が一で 四千百円 あるもの あるもの あるもの あるもの あるもの あるもの あるもの あるもの	変更に係る認定基準のうち			長其修経言画の数カニ以		Ž
理計画の認定 に定める額 の更新の申請 () 申請に併せてマンション管理適正化推進センタ に対する審査	事項			是月多善十回)女が二人あるもの		
理計画の認定 に定める額 (以下「変更に係る認定基準のうち に対する審査 で、以下「変更に係る認定基準のうち での運営の基準に係る事項 合の運営の基準に係る事項 をが次に掲げる額 に定める額 に定める額 (以下「変更に係る認定基準のうち でが次に掲げる額 に定める額 に定める額 に対する審査 で、以下「変更に係る認定基準のうち でが、という。)のうち管理組 で、という。)のうち管理組 で、という。)のうちでは、という。)のうちでは、という。)のうちでは、という。 に対する審査 で、という。)のうちでは、という。 に対する審査 で、という。)のうちでは、という。 に対する審査 で、という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。	管理組合の経理の基準に係る			長期修繕計画の数が一で		
理計画の認定       に定める額       (以下「変更に係る認定基準の更新の申請       (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下「変更に係る認定基準のうち管理組 (以下 の	変更に係る認定基準のうち					
理計画の認定       に定める額       (都道府県等マンション管理適正化指進センタ       に対する審査       (以下「変更に係る認定基準のうち管理組         の更新の申請       (本道府県等マンション管理適正化指進センタ       (以下「変更に係る認定基準」という。)のうち管理組         (本)という。)のうち管理組       (以下「変更に係る認定基準」という。)のうち管理組	管理規約の基準に係る事項			長期修繕計画の数に応じ、		
世計画の認定 に定める額 (都道府県等マンション管理適正化指針に関する に対する審査 ーが作成した法第五条の六第二項において準用する法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準 の認定の申請 に定める額 に定める額 に定める額 に対する審査 に定める額 に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する	変更に係る認定基準のうち			部分を除く。) に適合していることを示す書類が		
で対する審査   「中請に併せてマンション管理適正化推進センタ   に対する審査   「中請に併せてマンション管理適正化推進センタ   に対する審査   の認定の申請   の認定の申   の認定の申請   の認定の申請   の認定の申請   の認定の申請   の認定の申請   の認定の申   の認定の申	合の運営の基準に係る事項			(都道府県等マンション管理適正化指針に関する		
に対する審査 ーが作成した法第五条の六第二項において準用す に対する審査 の更新の申請 に定める額 に定める額 の認定の申請	準」という。) のうち管理組			る法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準		
の更新の申請 () 申請に併せてマンション管理適正化推進センタ ( に対する審査理計画の認定) に定める額	(以下「変更に係る認定基			1	に対する審査	(増刊
理計画の認定   に定める額         の認定の申請	づく管理計画の認定の基準	に対する審査		()	の更新の申請	ij -
	て準用する法第五条の四に基	の認定の申請			理計画の認定	12)

ホ ニ 変更に係る認定基準のう 口 ち組合員名簿若しくは居住 ち長期修繕計画の作成又は ち管理組合の経理の基準に 項 ち管理規約の基準に係る事 準に係る事項 ション管理適正化指針の基 者名簿又は都道府県等マン 見直しの基準に係る事項 係る事項 イからホまで以外の事項 変更に係る認定基準のう 変更に係る認定基準のう 変更に係る認定基準のう 九百円 千七百円 五千二百円 二千八百円 二千六百円

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

## ●東京都条例第三十三号

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法等関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十二号)の一部を次

のように改正する。

則

第三条第一項及び別表一の部ハの項中「七千円」を「八千二百円」に改める。

この条例は、 令和四年四月一日から施行する。

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例を公

布する。

令和四年三月三十一日

●東京都条例第三十四号

東京都知事

小

池

百合子

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正す

九十五号)の一部を次のように改正する。 東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例 (平成十六年東京都条例第

第二条に次の一項を加える

2 り提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を 限る。)の交付に代えて、規則で定めるところにより、住宅を借りようとする者の承 交付したものとみなす。 法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって規則で定めるものによ 諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法 宅地建物取引業者は、前項の規定による書面(前項各号に掲げる事項に係るものに (電子情報処理組織を使用する方

第五条第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

則

(施行期日)

1 この条例は、 東京都規則で定める日から施行する。

経過措置

2 による。 この条例の施行の日前の書面の交付に係る指導及び勧告については、なお従前の例

する。 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布

令和四年三月三十一日

) [

東京都知事

小

池

百

合

子

令和四年三月三十一日

### ●東京都条例第三十五号

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する

条例

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例第十九

附則第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。号)の一部を次のように改正する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都国民健康保険保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例を公布する。

東京都知事 小 池 百合子

## ●東京都条例第三十六号

東京都国民健康保険保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険保険給付費等交付金条例(平成二十九年東京都条例第八十五号)

の一部を次のように改正する。

東

第三条第二項第四号中「第四条の五第三項」を「第四条の六第三項」に改める。

阿則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例を公布する。

る。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

## ●東京都条例第三十七号

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

11 東京都国民健康保険事業費納付金条例(平成二十九年東京都条例第八十六号)の

を次のように改正する。

険料率に関する省令」を「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付第一条中「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保

附則

金

財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

界京都知事 小 池 百合子

## ●東京都条例第三十八号

東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年東京都条例第一号)の一部を

次のように改正する。

の次に次の二項を加える。

の次に次の二項を加える。

の次に次の二項を加える。

の次に次の二項を加える。

の次に次の二項を加える。

3 各年度において基金として積み立てる額は、予算で定める。

第五条中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第四項」に改める。

第六条中「第八十一条の二第九項第一号」を「第八十一条の二第十項第一号」に改め

第十条中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め

第十一条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

知事は、法第八十一条の二第四項に該当する場合、算定政令第二十一条の二第三項

部

2

第十三条に次の一項を加える。

正する。

の規定により算定した額の範囲内で基金を取り崩すことができる。

第十四条中 「前条」を 「前条第一項」に改める。

第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

この条例は、

令和四年四月一日から施行する。

則

第七十四条第一項中

「附則第二十条第

一項」を

「附則第二十七条第一項」

に、

「附則

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、 令和四年四月一日から施行する。

東京都受動喫煙防止条例の 一部を改正する条例を公布する

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

### ●東京都条例第三十九号

東京都受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

東京都受動喫煙防止条例(平成三十年東京都条例第七十五号)の一部を次のように改

第五条中「二十歳」を「十八歳」に改める。

則

この条例は、 令和四年四月一日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例を公布

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

### ●東京都条例第四十号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成二十四年東京都条例第

四十三号)の 一部を次のように改正する

て同じ。 第十一条中 )」を「児童」に、 「児童等 (法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条におい 「当該児童等」を「当該児童」に改める。

## ●東京都条例第四十一号

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事

小

池

百

合 子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例 (昭和二十八年東京都条例第百十九号) の一部を次のように改

正する。

都北児童相談所の項中「北区 別表東京都杉並児童相談所の項中「中野区 板橋区」を「北区」に改める。 杉並区」を「杉並区」に改め、同表東京

則

の改正規定は、

同年七月一日から施行する。

この条例は、 令和四年四月一日から施行する。 ただし、別表東京都北児童相談所の項

を改正する条例を公布する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、

設備及び運営の基準に関する条例の一部

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

## ●東京都条例第四十二号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する

条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 平成

二十四年東京都条例第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中 「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」 に、 附

13 成 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 一十四年東京都条例第百五十五号) の一部を次のように改正する。

則第三条第 項 を 「附則第十条第一項」に改める。

第二十七条第一項」に改める。 第六条第二項第三号及び第七十一条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則

則

この条例は、 令和四年四月一日から施行する。

る条例の一部を改正する条例を公布する。 東京都指定障害児入所施設の人員、 設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

## ●東京都条例第四十三号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一

部を改正する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す

る条例 附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。 (平成三十年東京都条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、 令和四年四月一日から施行する。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営の基準に関する条例の一

部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

## ●東京都条例第四十四号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関す

る条例の一部を改正する条例

第五十条第二項中 第五十九条の四第一項の児童相談所設置市の長による施設の指定を含む。 「の指定」の下に「 (児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四 第五十二

号

則

条第三項において同じ。

)」を加え、

(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

この条例は、公布の日から施行する。

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す

る条例の一部を改正する条例を公布する

令和四年三月三十一日

## 東京都条例第四十五号

東京都知事

小

池

百

合

子

東京都指定障害者支援施設の人員、 設備及び運営の基準に関する条例の一

部を改正する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す

る条例(平成三十年東京都条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

則

この条例は、 令和四年四月一日から施行する。

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

## ●東京都条例第四十六号

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例

第 一 条 東京都ふぐの取扱い規制条例 (昭和六十一年東京都条例第五十一号)の一部を

爭

次のように改正する

第四章 ふぐ加工製品の取扱い等 (第十七条 – 第十八条の二)

目次中 第五章 雑則 (第十九条-第二十一条)

罰則 (第二十二条-第二十五条)

雑則(第十七条 – 第二十条

罰則 (第二十一条-第二十四条) 」 に改める。

改め、 第二条第二号中「処理し、加工し、 同号に次のただし書を加える。 若しくは調理する」を「若しくは処理する」に

ただし、処理の終わつたものであつて規則で定めるものを販売し、

用に供するために貯蔵することを除く。 又は販売の

に改める。 第二条第四号及び第五条第一号中「第十条第一号及び第三号」を「第十条第二号」

第十条中第一号を削り、 第十一条第一項第三号中「前条第一号及び第三号」を「前条第二号」に改め、 第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。 同項

「適切に」を「確実に」に改める。

第四章を削る

第五章中第十九条を第十七条とし、 第十九条の二を第十八条とする。

第二十条第一項中第七号及び第八号を削り、同条に次の一項を加える。

3 共団体又は生活保護法 これを減額し、又は免除することができる。 る者から申請があるとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、 第一項に規定する手数料は、国若しくは地方自治法第一条の三に規定する地方公 (昭和二十五年法律第百四十四号)の規定により保護を受け

る 第二十条を第十九条とし、第五章中第二十一条を第二十条とし、同章を第四章とす

第六章中第二十二条を第二十一条とする

第二十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、第四号を削り、 同条を第二十二条

とする。

十九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第二十 第二十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、第三号を削り、 同条第四号中

第

える。

三条とする。

を

及び第四号」を「第二十三条第三号」に改め、同条を第二十四条とする。 第二十五条中 第三号及び第四号」を「第二十二条第一号及び第三号」に、 「第二十二条第二号」を「第二十一条第二号」に、 「第二十四条第三号 「第二十三条第一

第六章を第五章とする。

条 東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を次のように改正する。

第

目次中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

第一条及び第二条第三号中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

第二章 ふぐ調理師」を「第二章 ふぐ取扱責任者」に改める。

和 理師試験」を「ふぐ取扱責任者試験」に改め、同条第二号中「地方自治法 二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を「地域保健法 第三条中「ふぐ調理師の」を「ふぐ取扱責任者の」に改め、 一十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市」に改める。 同条第一号中「ふぐ調 昭

を「ふぐ取扱責任者として」に改める。 第四条中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ取扱責任者試験」に、「ふぐ調理師として」

第五条 削除

第五条を次のように改める。

| 項から第四項までの規定中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。 第六条第四号中「第九条第一項第四号」を「第九条第一項第三号」に改める。 第七条第一項中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ取扱責任者免許証」に改め、 同

第九条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改め、同項中第一号を削 第八条中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

三項中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。 第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、 同条第二項及び第

五条から第十七条までの規定中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。 第十九条第三項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加 第十条、第十一条(見出しを含む。)、第十二条第二号、第十三条第二項及び第十

1

則

附

行期日)

四月一日から施行する。 この条例は、 令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、

令和五年

(経過措置

2

第二条の規定の施行の際、 (以下「旧条例」という。 現に同条の規定による改正前の東京都ふぐの取扱い規制 )第三条の免許 (以下「旧免許」という。) を受けて

例」という。)第三条の免許(以下「新免許」という。)を受けた者とみなす。 いる者は、第二条の規定による改正後の東京都ふぐの取扱い規制条例(以下「新条

3 験に合格している者は、 第二条の規定の施行の際、 新条例第四条の規定により実施されたふぐ取扱責任者試験に 現に旧条例第四条の規定により実施されたふぐ調理師試

4 免許に係るふぐ調理師免許証は、新免許に係るふぐ取扱責任者免許証とみなす。 合格した者とみなす。 第二条の規定の施行の際、 現に旧条例第七条第一項の規定により交付されている旧

5 た処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。 前三項に規定するもののほか、第二条の規定の施行前に旧条例の規定によりなされ

6 この条例 の適用については、 (第二条の規定については、同条の規定)の施行前にした行為に対する罰 なお従前の例による。

東

を定める条例を公布する。 地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

### ●東京都条例第四十七号

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する

重要な財産を定める条例

、法第六条第四項の条例で定める重要な財産

15 第 条 地方独立行政法人東京都立病院機構 (以下「法人」という。)に係る地方独立

> が五十万円以上のもの(当該財産の性質上法第四十二条の二の規定により処分するこ る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、当該申請の日における額) な財産であって条例で定めるものは、 行政法人法 (平成十五年法律第百十八号。 法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係 以下 「法」という。)<br />
> 第六条第四項の重要

とが適当でないものを除く。)その他知事が定める財産とする。

法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産

第

上のものに限る。)又は動産とする。 な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、 適正な見積価格)が二億円以上の不動産(土地については、一件二万平方メートル以 条 法人に係る法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、 予定価格 (適正

則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

定する条例で定める内部組織を定める条例を公布する。 地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

## ●東京都条例第四十八号

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条

第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例

京都立駒込病院、 三十六年東京都条例第十三号) 止する条例(令和四年東京都条例第四十九号)による廃止前の東京都立病院条例 十八号)第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織は、 地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法 東京都立小児総合医療センター及び東京都立松沢病院とする。 東京都立墨東病院、東京都立多摩総合医療センター、 別表に掲げる東京都立広尾病院、 東京都立大塚病院、 東京都立病院条例を廃 (平成十五年法律第百 東京都立神経病 (昭和 東

則

この条例は、 東京都規則で定める日から施行する 発

定